

多賀町入札監視委員会運営要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、多賀町入札監視委員会設置要綱（令和4年多賀町要綱第28号。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、多賀町入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議への報告)

**第2条** 要綱第2条第1号に定める報告は、発注方法ごとに件数を記載した総括表（別記様式第1号）、入札方式別発注工事等一覧表（別記様式第2号）、指名停止等の運用状況一覧表（別記様式第3号）、談合情報対応状況一覧表（別記様式第4号）を提出して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えるものを報告の対象とする。

- (1) 工事または製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(抽出方法)

**第3条** 要綱第2条第2号に定める事案の抽出は、要綱第7条に定める抽出事務を委任する委員（以下「抽出委員」という。）が、入札方式別発注工事等一覧表（別記様式第2号）の中から事前に次の方法により行うものとする。

- (1) 抽出件数は、各入札契約方式から1件以上を抽出する。ただし、対象期間内に発注実績のない方式については、この限りではない。
- (2) 前項に定める抽出は、会議開催日のおおむね2週間前までに行うものとする。

2 抽出委員が抽出を行った場合、抽出委員は会議において、抽出事案一覧表により抽出結果を報告するものとする。

(抽出事案の審議)

**第4条** 委員会は、抽出した事案に関し、抽出事案説明書（一般競争入札）（別記様式第5号）、抽出事案説明書（指名競争入札）（別記様式第6号）、抽出事案説明書（随意契約）（別記様式

第7号)に基づき、審議を行うものとする。

(再苦情の申立て)

**第5条** 町長は、次に掲げる苦情の処理を行う場合、その通知時に再苦情の申立てができる旨を相手方に対して教示しなければならない。その場合、再苦情の申立ては、苦情処理の回答の日から7日以内に、町長に対して、再苦情申立書(別記様式第8号)により行わなければならない。

(1) 建設工事等の競争入札および随意契約における、入札および契約手続きについての苦情の処理

(2) 町が行った建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止等措置についての苦情の処理

(再苦情の申立者)

**第6条** 再苦情の申立てができる者は、苦情の申立てを行い、町長が回答を行った書面による説明に対して不服がある者とする。

(再苦情の申立ての却下等)

**第7条** 再苦情の申立てがあった場合、町長は、委員会に審議を依頼するものとする。この場合において、委員会は、申立て期間を過ぎた申立て、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

(再苦情の処理)

**第8条** 委員会は、要綱第2条第3号の規定により審議の依頼があったときは、再苦情処理事案説明書(様式第9号)および関係資料等に基づき審議を行うものとする。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、再苦情申立審議報告書(様式第10号)を作成し、町長に報告するものとする。

(議事概要の作成および公表)

**第9条** 委員会は、会議終了後、速やかに会議に係る議事概要(様式第11号)を作成し、公表を行うものとする。

## 付 則

この要領は、令和4年8月6日から施行する。